



令和5年6月16日(金) 岐阜県発表資料			
担当課	担当	担当者	電話番号
子ども家庭課	児童虐待対策監	岡本 名月	内線 3552 直通 058-272-8325 FAX 058-278-2644

## 令和4年度岐阜県における児童虐待相談の状況について ～県子ども相談センターの児童虐待相談対応件数は、過去最多～

令和4年度に県内5カ所の県子ども相談センター（児童相談所）が対応した「児童虐待の相談対応件数（速報値）」を取りまとめました。

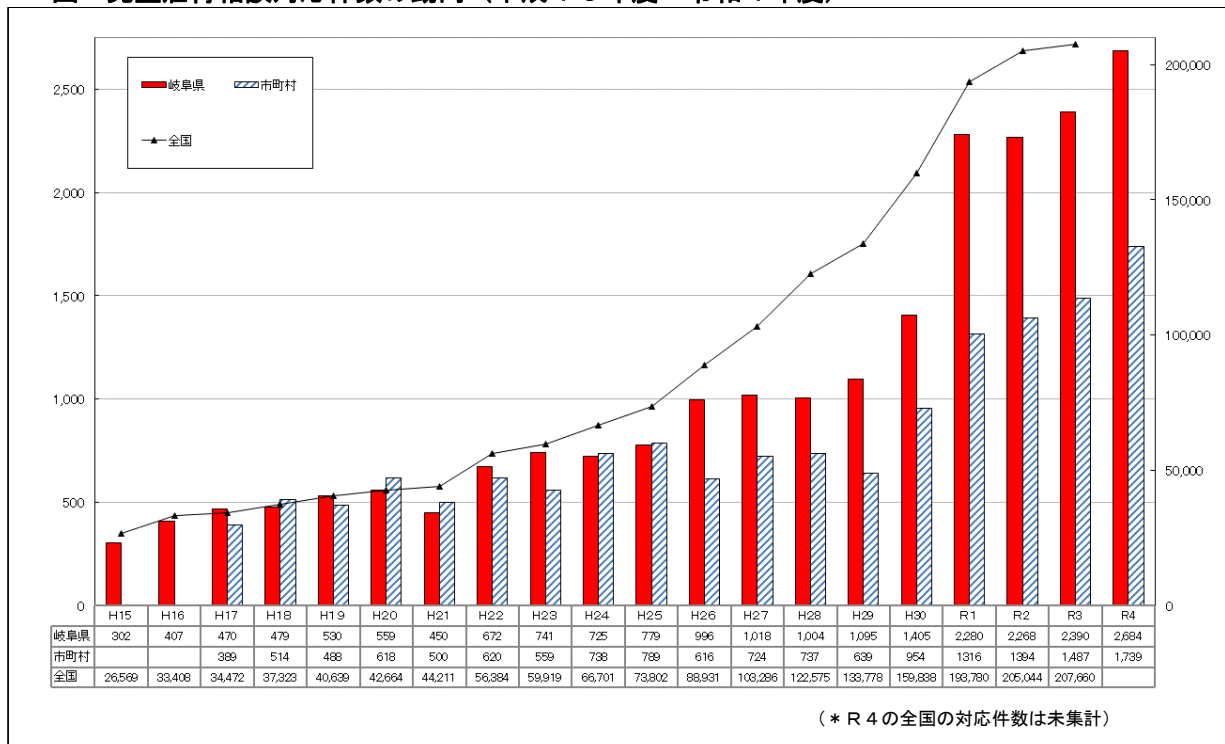
県が対応した県内の児童虐待相談対応件数は2,684件（対前年度12.3%増）で、過去最多となりました。

### 1 児童虐待相談対応状況

#### 【状況】

- 種 別 「心理的虐待」が1,384件（全体の51.6%）と最も多く、次いで「身体的虐待」が885件（同33.0%）、3番目に「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」が368件（同13.7%）となっています（表1）。
- 年 齢 構 成 「6歳～9歳未満」が523件（全体の19.5%）と最も多く、次に「9歳～12歳」が518件（同19.3%）、3番目に「3～6歳未満」が495件（同18.4%）となっています（表1）。
- 主な虐待者 「実母」が1,195件（全体の44.5%）と最も多く、次に「実父」が1,122件（同41.8%）となっています（表2）。
- 相談の経路 「警察等」が933件（全体の34.8%）と最も多く、次いで「学校」が547件（同20.4%）、3番目に「市町村」が406件（同15.1%）となっています（表3）。
- 一 時 保 護 児童虐待により一時保護を行った件数（委託一時保護含む）は、316件（対前年度比26.9%増）で、延日数は8,373日（同15.7%増）となっています（表4）。

図 児童虐待相談対応件数の動向（平成15年度～令和4年度）



## 【分 析】

- ・ 県の対応件数は2,684件（前年度2,390件 対前年度比12.3%増）で、過去最多となりました。
- ・ 警察、学校などの関係機関と子ども相談センターとの連携が進み、警察・学校からの児童虐待通告が増加したことにより虐待の通告件数が増加しているものと考えられます（表3）。
- ・ 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の認知や県民の児童虐待に対する意識の高まりにより、虐待が重篤化する前の軽微な段階で早めに通報されることが増えており、対応として保護者等への面接指導の件数が増加しています（表5）。

### ＜参考＞ 市町村相談窓口における相談件数

- ・ 県内市町村における児童虐待相談対応件数は1,739件（前年度1,487件 対前年比16.9%増）と過去最多となりました。
- ・ 市町村は児童相談所とともに児童虐待の通告先となっており、軽度の児童虐待事案については子どもや家庭に最も身近な自治体である市町村が対応しています。
- ・ 子どもと子育て家庭、妊産婦を対象として相談支援等を行う「市区町村子ども家庭総合支援拠点」について県内全市町村への設置を目指しており、令和5年4月現在、県内全42市町村中39市町村で設置されています。
- ・ 令和6年度からは子ども家庭総合支援拠点と、妊産婦や乳幼児のいる世帯を中心に支援を行う「子育て世代包括支援センター」の機能を統合し、子どもや子育て家庭、妊産婦へ一体的に相談支援を行う「子ども家庭センター」となることから、その設置を促進していきます。

### 市町村相談窓口における虐待相談対応件数

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
対応件数	616	724	737	639	954	1,316	1,394	1,487	1,739

（注）子ども相談センターにおける対応との重複件数は不明。R4は速報値。

## 2 令和4年度における被措置児童等虐待の状況（児童福祉法第33条の16に基づく公表）

### 【被措置児童等虐待とは】

何らかの事情により家庭での養育が受けられなくなり児童養護施設等への入所や里親への委託などの措置をされた児童に対して、施設職員や里親などが行う虐待をいいます。

- ・ 被措置児童の権利擁護を図るため、虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、子ども相談センターや福祉事務所などに通告しなければならず、県は通告を受けた場合には被措置児童等虐待の防止や被措置児童等の保護のために必要な措置を講ずることとされています。
- ・ 児童福祉法に基づき、県は毎年度、被措置児童等虐待の状況等を公表することとなっており、令和4年度の本県における被措置児童等虐待の状況は、以下のとおりです。
  - （1）被措置児童等虐待の通告件数 3件
    - ・ 施設等の種別 児童養護施設2件、里親1件

(2) 事実確認調査の結果

- ・ 虐待の事実が認められた事案 0件
- ・ 虐待の事実の判断に至らなかった事案 3件

### 3 令和5年度に県が行う主な児童虐待対策

県では、児童虐待に関する相談件数が増加する中、県内5カ所の子ども相談センターを中心に、虐待の発生予防から早期発見、早期対応、再発防止、子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援を行っています。

また、虐待対応には関係機関との連携など体制整備が重要であることから、主な通告経路である警察、学校、市町村等の関係機関との連携を強化するとともに、相談対応を確実に行うことができるよう、子ども相談センターの機能強化を引き続き図っていきます。

(1) 児童虐待防止のための広報・啓発

- ・ 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の周知
- ・ 児童虐待防止推進月間（11月）における、ぎふオレンジリボン運動の展開

(2) 子どもや子育て家庭への相談支援体制の充実

子どもや子育て中の保護者が気軽に相談できるSNS相談事業「親子のための相談LINE」、ヤングケアラーや施設退所者等（ケアリーバー）への支援、妊娠や出産について悩む人に対して相談支援を行う「産前産後母子支援事業」などを通じて児童虐待防止に努めます。

**【ヤングケアラーへの支援】**

- ・ ヤングケアラー支援体制構築事業
- 新** オンラインサロンを設置し、ヤングケアラーや支援者が気軽に悩みや経験等を共有することができる場所を提供

**【ケアリーバーへの支援】**

- ・ 施設退所者アフターケア事業  
児童養護施設退所者等の生活や就労についての相談支援  
緊急時の避難場所の提供  
住み込み雇用による自立支援への協力企業を増やす「職親プロジェクト」

**【妊産婦への支援】**

- ・ 産前産後母子支援事業  
妊娠・出産についての悩みについて相談に応じ、支援計画を立て伴走型で支援

### (3) 関係機関との連携の推進・子ども相談センターの体制強化

福祉・教育・司法・医療などの各機関のネットワークを活用して、相互の情報共有・連携を図るとともに、関係機関を対象とした研修会の開催による人材育成、子ども相談センターの体制強化により、児童虐待の再発防止・子どもの自立支援の充実に努めます。

#### 【関係機関との連携】

- ・ こどもサポート総合センターを通じた警察・岐阜市との連携
- 中央子ども相談センターに連携支援課を設置  
市町村支援、ヤングケアラー支援、施設退所者等支援などを実施
- ・ 児童虐待予防医療ネットワーク事業  
医療機関からの相談に応じる児童虐待専門コーディネーター、医療従事者向け研修など

#### 【児童虐待防止に関する人材育成】

- ・ 児童福祉司の専門性向上のための研修
- ・ 児童心理司等の専門性向上のため保護者支援プログラム研修の受講
- ・ 市町村の児童相談担当職員、里親、児童福祉施設職員、主任児童委員、民生委員・児童委員、学校教員、保育士等に対する研修の実施

#### 【子ども相談センターの機能強化】

- ・ 子ども相談センターSNS相談「親子のための相談LINE」の開始
- ・ 児童福祉司や児童心理司の計画的な増員
- ・ 子ども相談センターにおける里親養育支援担当児童福祉司の配置
- ・ 子ども相談センターへの保健師、警察OB職員の配置
- ・ 子ども相談センターへの児童虐待対応弁護士の設置

児童虐待に関する相談、通告は子ども相談センター、市町村等で受け付けています。児童虐待を発見した時や、虐待ではないかと疑われる場合には、速やかに通告(相談)をお願いします。

#### 岐阜県内の相談・通告窓口 (24時間・365日)

児童虐待かもと思ったら、ご連絡ください。

児童相談所虐待対応ダイヤル「189 (いちはやく)」

(通話料無料)

～ 子育てに悩んだ時など子どもに関する様々な相談は ～

■ 児童相談所相談専用ダイヤル「0120-189-783」 (通話料無料)

■ スマートフォンのLINEアプリから「親子のための相談LINE」公式アカウントを友達登録して相談ができます。

表1 被虐待児の年齢構成・虐待種別

種別 年齢構成	身体的虐待	性的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	心理的虐待	計	構成比 (%)	【参考】令和3年度	
							計	構成比 (%)
0～3歳未満	63	2	50	278	393	14.6	395	16.5
3歳～6歳未満	132	3	86	274	495	18.4	451	18.9
6歳～9歳未満	184	5	72	262	523	19.5	419	17.5
9歳～12歳未満	201	9	79	229	518	19.3	483	20.2
12歳～15歳未満	178	16	45	198	437	16.3	398	16.7
15歳～18歳	127	12	36	143	318	11.8	244	20.2
計	885	47	368	1,384	2,684	100.0	2,390	100.0
構成比(%)	33.0	1.8	13.7	51.6	100.0			
【参考】令和3年度	810	43	319	1,218	2,390			
構成比(%)	33.9	1.8	13.3	51.0	100.0			

表2 主な虐待者

区分	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	計
相談件数	1,122	211	1,195	31	125	2,684
構成比(%)	41.8	7.9	44.5	1.2	4.7	100.0
【参考】令和3年度	1,012	160	1,079	17	122	2,390
構成比(%)	42.3	6.7	45.1	0.7	5.1	100.0

表3 虐待相談の主な経路

年度 \ 経路	都道府県	市町村	児童福祉施設等	警察等	医療機関等	学校等	家族・親戚等	近隣・知人・地域等	児童本人	その他	計
平成24年度	37	124	27	77	31	149	132	130	8	10	725
構成比 (%)	5.1	17.1	3.7	10.6	4.3	20.6	18.2	17.9	1.1	1.4	100.0
平成25年度	44	102	43	116	39	138	116	154	10	17	779
構成比 (%)	5.6	13.1	5.5	14.9	5.0	17.7	14.9	19.8	1.3	2.2	100.0
平成26年度	43	138	32	211	33	137	195	173	12	22	996
構成比 (%)	4.3	13.9	3.2	21.2	3.3	13.7	19.6	17.4	1.2	2.2	100.0
平成27年度	47	148	16	233	39	129	168	185	12	41	1,018
構成比 (%)	4.6	14.5	1.6	22.9	3.8	12.7	16.5	18.2	1.2	4.0	100.0
平成28年度	42	189	17	224	42	161	128	138	23	40	1,004
構成比 (%)	4.2	18.8	1.7	22.3	4.2	16	12.8	13.7	2.3	4.0	100.0
平成29年度	44	154	28	347	35	168	136	149	11	23	1,095
構成比 (%)	4.0	14.1	2.6	31.7	3.2	15.3	12.4	13.6	1.0	2.1	100.0
平成30年度	80	153	21	465	41	208	156	253	12	16	1,405
構成比 (%)	5.7	10.9	1.5	33.1	2.9	14.8	11.1	18	0.9	1.1	100.0
令和元年度	100	323	48	828	60	382	222	250	28	39	2,280
構成比 (%)	4.4	14.2	2.1	36.3	2.6	16.8	9.7	11.0	1.2	1.7	100.0
令和2年度	88	292	26	806	50	421	230	292	35	28	2,268
構成比 (%)	3.9	12.9	1.2	35.5	2.2	18.6	10.1	12.9	1.5	1.2	100.0
令和3年度	127	407	46	794	54	379	181	275	70	57	2,390
構成比 (%)	5.3	17.0	1.9	33.2	2.3	15.9	7.6	11.5	2.9	2.4	100.0
<b>令和4年度</b>	<b>95</b>	<b>406</b>	<b>49</b>	<b>933</b>	<b>47</b>	<b>547</b>	<b>230</b>	<b>287</b>	<b>57</b>	<b>33</b>	<b>2,684</b>
<b>構成比 (%)</b>	<b>3.5</b>	<b>15.1</b>	<b>1.8</b>	<b>34.8</b>	<b>1.8</b>	<b>20.4</b>	<b>8.6</b>	<b>10.7</b>	<b>2.1</b>	<b>1.2</b>	<b>100.0</b>

表 4-1 児童虐待による一時保護の状況（一時保護所分）

	対 応 一 時 保 護 件 数	延 日 数	保 護 日 数 1 件 あたり
平成 24 年度	81	1,657	20.5
平成 25 年度	85	1,675	19.7
平成 26 年度	84	1,804	21.5
平成 27 年度	81	1,723	21.3
平成 28 年度	101	1,798	17.8
平成 29 年度	85	2,078	24.4
平成 30 年度	86	1,595	18.5
令和元年度	165	2,683	16.3
令和 2 年度	153	3,076	20.1
令和 3 年度	142	3,719	20.1
<b>令和 4 年度</b>	<b>162</b>	<b>3,564</b>	<b>22.0</b>

①

表 4-2 児童虐待による委託一時保護の状況（児童養護施設等への委託）

	対 応 一 時 保 護 件 数	延 日 数	保 護 日 数 1 件 あたり
平成 24 年度	52	935	18.0
平成 25 年度	76	1,797	23.6
平成 26 年度	91	1,276	14.0
平成 27 年度	102	2,275	22.3
平成 28 年度	93	2,098	22.6
平成 29 年度	113	3,175	28.1
平成 30 年度	113	3,270	28.9
令和元年度	176	6,367	36.2
令和 2 年度	101	4,371	43.3
令和 3 年度	107	3,515	32.9
<b>令和 4 年度</b>	<b>154</b>	<b>4,809</b>	<b>31.2</b>

②

表 4-3 児童虐待による一時保護の状況  
（一時保護所分と委託の合計…①+②）

	対 応 一 時 保 護 件 数	延 日 数	保 護 日 数 1 件 あたり
令和 3 年度	249	7,234	29.1
<b>令和 4 年度</b>	<b>316</b>	<b>8,373</b>	<b>26.5</b>

表5 虐待相談への対応状況

年度	対応区分	施設入所	里親委託	児童福祉司指導	面接指導	市町村送致 その他	計
平成24年度		69	3	13	616	24	725
	構成比 (%)	9.5	0.4	1.8	85.0	3.3	100.0
平成25年度		66	4	29	645	35	779
	構成比 (%)	8.5	0.5	3.7	82.8	4.5	100.0
平成26年度		67	11	20	877	21	996
	構成比 (%)	6.7	1.1	2.0	88.1	2.1	100.0
平成27年度		62	10	12	914	20	1,018
	構成比 (%)	6.1	1.0	1.2	89.8	1.9	100.0
平成28年度		67	8	14	902	13	1,004
	構成比 (%)	6.7	0.8	1.4	89.8	1.3	100.0
平成29年度		54	10	17	996	18	1,095
	構成比 (%)	4.9	0.9	1.6	91.0	1.6	100.0
平成30年度		64	11	16	1,290	24	1,405
	構成比 (%)	4.6	0.8	1.1	91.8	1.7	100.0
令和元年度		62	3	27	2,133	55	2,280
	構成比 (%)	2.7	0.1	1.2	93.6	2.4	100.0
令和2年度		46	10	32	2,068	112	2,268
	構成比 (%)	2.0	0.5	1.4	91.2	4.9	100.0
令和3年度		60	8	34	2,201	87	2,390
	構成比 (%)	2.5	0.3	1.4	92.1	3.6	100.0
令和4年度		45	6	32	2,522	79	2,684
	構成比 (%)	1.7	0.2	1.2	94.0	2.9	100.0